

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく事後備置書面)

令和4年3月3日
株式会社クシム
チューリンガム株式会社



株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)

東京都港区南青山6丁目7番2号

株式会社クシム

代表取締役 中川 博貴

(株式交換完全子会社)

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目

7番地神田カドウチ2階

チューリングガム株式会社

代表取締役 三瀬 修平

株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）とチューリングガム株式会社（以下「チューリングガム」といいます。）は、令和3年12月20日付けで締結した株式交換契約に基づき、令和4年3月2日を効力発生日として、クシムを株式交換完全親会社、チューリングガムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関して、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

令和4年3月2日

2. チューリングガムにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

新株予約権の買取請求を行った新株予約権者はありませんでした。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. クシムにおける会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換によりクシムに移転したチューリンガムの株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、クシムに移転したチューリンガムの株式の数は、1,025,798株です

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5項）

該当事項はありません。

以上